

閲覧用

令和元年度加美町農業委員会
第6回定例総会議事録

令和元年9月25日（水）

加美町小野田支所2階会議室

加美町農業委員会

令和元年度第6回定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年9月25日(水) 午前8時30分～午前9時03分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	千 葉 連 悦
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	伊 藤 登 喜 子
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐 々 木 信 幸
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 欠席委員(1名)

委 員	3番	半 田 守
-----	----	-------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第13号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第14号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第15号	農地の利用変更届について
日程第7	議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第18号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第19号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太田浩二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌田裕之
農業委員会事務局主事	猪股雅敬

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第5回定例総会 議事の経過及び結果

〈午前8時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和元年度加美町農業委員会第6回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（三浦泉会長） 皆さんおはようございます。本日は早朝よりの定例総会、ご出席ご苦労様でございます。

いよいよ収穫の時期に入りまして稲刈り作業が始まっている方もおりますが、おそらく今週土曜日までは好天に恵まれそうですので、ここが一番の最盛期になるのではないかと思います。今の状況の中では例年より豊作の予感がしますが、ニュースによりますと乳白米が多めに出ているということなので、その点が少し心配です。

また、私事ですが先日骨にヒビが入ってしまい少しまだ痛みがあります。例年こういったことはあるのですが、皆様農作業の際には事故のないよう十分に気を付けてください。

本日も慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしく申し上げます。

*事務局（太田浩二事務局長） ありがとうございます。それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくをお願いいたします。

*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は18名です。3番 半田守委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、15番 中村貴美子委員、16番 畠山智史委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第13号 非農地証明書の交付について

*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第13号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第13号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。令和元年9月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

9月分の非農地証明願は2件でございました。

申請番号1

願出人 A氏 加美町字大門三番…番地…

所在地 字大門…番…の畑

現状 宅地

面積 合計103㎡

国土調査時において畑として登記されましたが、昭和33年頃に農地転用許可を得ないまま物置を建築するなどし、現在に至ったものであります。

平成15年の合併時においては、すでに農地台帳から除外されておりました。

申請番号2

願出人 B氏 加美町字南町…番地

所在地 字町裏…番…の田

現状 雑種地

面積 1,008㎡

平成21年4月に農地法第5条の転用許可を受け、株式会社C社において駐車場として使用しておりますが、地目変更登記を行わないまま現在に至っております。

なお、2件とも9月17日の現地調査時、担当委員さん方による現地確認の後、
証明書を発行しております。

[以上2件の非農地証明書交付について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第13号を終了いたします。

日程第5 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第14号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第14号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。令和元年9月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の賃貸借の合意解約は5件でございます。

申請番号1

貸人 D氏

借人 E氏

所在地 長清水西の田 4筆

面積 5,819㎡

基盤強化促進法

申請番号2

貸人 F氏

借人 G氏

所在地 新照井下の田 外5筆

面積 4,245㎡

基盤強化促進法

申請番号3

貸人 H氏

借人 農事組合法人I社 代表理事 J氏

所在地 下新田字雷の田 外10筆

面積 17,069㎡

基盤強化促進法

申請番号4

貸人 K氏

法定相続人 L氏 / M氏 / N氏

借人 農事組合法人I社 代表理事 J氏

所在地 下新田字雷の田 1筆

面積 5,078㎡

基盤強化促進法

所有者が死亡し未相続地となっているため、所有者であるK氏の子である法定相続人全員の同意を得たもの

申請番号5

貸人 O氏

借人 P氏

所在地 四日市場字舟橋の田 2筆

面積 6,172㎡

農地法第3条

[以上5件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第14号を終了いたします。

日程第6 報告第15号 農地の利用変更届について

- *議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第15号、農地の利用変更届について事務局より報告いたします。
- *事務局（鎌田裕之次長） 報告第15号 農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。令和元年9月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地の利用変更届は1件でございます。

報告番号1

届出者 Q氏 字原南原…番地
所在地 字原南原…番地…
現況 畑
面積 1,326㎡のうち162㎡
パイプハウス牛舎として利用するもの

[以上1件の利用変更届について説明]

- *議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第15号を終了いたします。

日程第7 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

- *議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。
- *事務局（猪股雅敬主事） 議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年9月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。
今月の農地法第3条の許可申請は6件でございます。

申請番号1

渡人 R氏 62歳
受人 S氏 63歳
申請地 四日市場字御山浦の田 1筆
面積 4,020㎡
耕作不能のため受人へ売買するもの
売買金額 …万円

申請番号2

渡人 R氏 62歳
受人 T氏 67歳
申請地 四日市場字屋敷の畑 1筆
面積 915㎡
耕作不能のため受人へ売買するもの
売買金額 …万円

申請番号3

渡人 H氏 101歳
受人 L氏 59歳
申請地 下新田字雷の田 1筆
面積 1,091㎡
地域の農業者へ売買するもの
売買金額 …万円

申請番号4

渡人 U氏 41歳
受人 V氏 70歳
申請地 字久保田の田 外5筆
面積 4,880㎡
譲渡人からの要望により売買するもの
売買金額 …万円

申請番号5

渡人 W氏 60歳
受人 E氏 65歳
申請地 字長清水北一番の畑 1筆
面積 452㎡
近隣の農業者へ贈与するもの

申請番号6

渡人 X氏 61歳

受人 Y氏 63歳

申請地 字漆沢筒砂子の畑 1筆

面積 258㎡

譲渡人からの要望により売買するもの

売買金額 …万円

[以上6件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番号1番から申請番号3番について、5番 杉村昭宏委員をお願いします。

*5番（杉村昭宏委員） はい。5番 杉村です。申請番号1番から3番についてご説明致します。

まず1番についてですが、譲渡人はR氏の代理の司法書士のZ氏に、譲受人はS氏本人に聴き取り調査を行いました。こちらは圃場整備済みの圃場でして、1haの中の60aが受人のS氏さん、40aがR氏の圃場となっております。R氏さんが体調不良により入院しており、もともとその区画も耕作していたS氏へ売買するという内容でございます。譲渡人・譲受人に聴取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。

続きまして番号2番についてです。譲渡人はR氏代理の司法書士のZ氏、譲受人はT氏本人に聴き取り調査を行いました。R氏さんとT氏は本家・分家ならびに従兄妹同士であります。R氏が入院中のため、T氏が居宅と居宅前の畑を管理しており、R氏が耕作不能のため売買するという内容でございます。譲渡人・譲受人に聴取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。

続きまして番号3番についてです。譲渡人 H氏、代理申請の娘さんであるY氏に電話での聴き取り調査を行いました。こちらも圃場整備された圃場でありまして、もともとL氏が長年耕作していた土地であるそうです。地域の農業者へ売買したいと考えており、無償で譲ってもかまわないとの事でしたが、今回は…万円での売買となりました。聴取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

*議長（三浦泉会長） 次に申請番号4番について、9番 伊藤登喜子委員をお願いします。

*9番（伊藤登喜子委員） 4番について伊藤登喜子が説明いたします。こちらは下野目の、前は…商店でしたが、後継者が愛知県にいるため耕作不能となり、V氏が管理休耕していると事でした。譲渡人・譲受人に聴取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

*議長(三浦泉会長) 次に申請番号5番について、16番 畠山智史委員お願いします。

*16番(畠山智史委員) はい。申請番号5番についてご説明いたします。譲渡人のW氏にはお電話で、譲受人のE氏には直接お会いして今回のことについて確認を取っております。近隣の農業者へ贈与のためという経緯でございます。譲渡人・譲受人に聴取り調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上でございます。

*議長(三浦泉会長) 次に申請番号6番について、14番 尾形徳夫委員お願いします。

*14番(尾形徳夫委員) はい。14番 尾形がご報告いたします。9月15日に譲渡人 色麻町のX氏、譲受人 加美町漆沢のY氏、代理人のa氏に聴取り調査・現地確認を行いました。X氏はもともと漆沢の出身ですが現在は色麻町に住んでおり、通うのが大変だという事で畑が少し荒廃しておりました。申請地はY氏の自宅裏にありますことから、今回Y氏に売買のお話があったという事です。調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

*議長(三浦泉会長) ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長(三浦泉会長) ご異議なしと認めます。よって議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第18 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長(三浦泉会長) 日程第8議案第18、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をさせます。

*事務局(鎌田裕之次長) 議案第18 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年9月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

譲渡人 b氏 加美町四日市場字岡前…番地…
譲受人 c氏/d氏 加美町四日市場字岡前…番地…
申請地 加美町四日市場字岡前…番… 外1筆の畑
面積 合計361㎡
事業資金 借入金…万円 うち土地代…万円
事業計画 令和元年11月15日着工、令和2年3月31日完成予定
売買により居宅建築を行うもの

申請地は加美町役場の東南約2.8kmに位置しております四日市場宿集落内に介在する農地でありまして、周辺には大区画の水田地帯が広がっておりますが、それらからは宅地等により分断された状態となっております。

第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団、面積的には0.83haであります。小集団の生産性の低い農地でありますことから第2種農地と判断したものであります。

ただ、用途が住宅であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において住居する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、事務所、作業場等）」でありますことから、第1種農地における不許可の例外規定に該当すると思料されるものであります。

申請番号2

譲渡人 b氏 加美町四日市場字岡前…番地…
譲受人 e氏 加美町四日市場字岡前…番地…
申請地 四日市場字岡前…番… 外1筆の畑
面積 合計147㎡
事業資金 自己資金…万円
事業計画 令和元年10月20日着工、令和元年10月25日完成予定
売買により通路、自宅への進入路とするもの

申請地は加美町役場の東南約2.8kmに位置しております四日市場宿集落内に介在する農地でありまして、周辺には大区画の水田地帯が広がっておりますが、それらからは宅地等により分断された状態となっております。

第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団、面積的には0.83haであります。小集団の生産性の低い農地でありますことから第2種農地と判断したものであります。

ただ、用途が自宅への進入路であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において住居する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、事務所、作業場等）」でありますことから、第1種農地における不許可の例外規定に該当すると思料されるものであります。

[以上7件の許可申請について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番から申請番号2番について、2番 澁谷幹男委員お願いします。

* 2番（澁谷幹男委員） はい。では現地調査の結果をご報告いたします。9月17日、半田委員、畠山委員、太田局長、鎌田次長とで現地を調査してまいりました。申請番号1番・2番と関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

譲渡人は1番・2番ともにb氏でございます。1番の譲受人であるc氏夫婦と2番譲受人のe氏は親子関係ということで現在同居しており、e氏宅西側の今回の申請地に居宅を建築するというものであります。それに伴い現在のe氏宅の進入路が狭く不便であることから、今回合わせて新たに進入路を購入したいという内容でございます。

敷地内はアスファルト舗装にし、下水は公共下水道に接続するという事で許可相当と判断してまいりました。以上でございます。

* 議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第19号 農用地利用集積計画の審査について

* 議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第19号、農用地利用集積計画の審査について事務局より説明をさせます。

* 事務局（猪股雅敬主事） 議案第19号、農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。令和元年9月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。今月の農用地利用集積の審議は、売買3件 賃貸借2件でございます。

申請番号 1

渡人 f 氏 51 歳
受人 g 株式会社 代表取締役 P 氏
申請地 下新田字新川原の畑 1 筆
面積 873 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 …万円

申請番号 2

渡人 H 氏 101 歳
受人 g 株式会社 代表取締役 P 氏
申請地 下新田字白鉢の畑 外 14 筆
面積 18,914 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 …万円

申請番号 3

渡人 h 氏 71 歳 / i 氏 65 歳
受人 j 氏 69 歳
申請地 字新百貫の田 1 筆
面積 2,100 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 …万円

申請番号 4

渡人 O 氏 86 歳
受人 g 株式会社 代表取締役 P 氏
申請地 四日市場字舟橋の田 外 10 筆
面積 9,412 m²
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 5

渡人 F 氏 69 歳
受人 株式会社 k 代表取締役 G 氏
申請地 字新照井下の田 外 8 筆
面積 4,761 m²
権利移動の種別 賃貸借・使用貸借

以上 5 案件で、田 32 筆・畑 4 筆 面積 36,060 m²
これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上 5 件の集積計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） はい。g社は株式会社となっておりますが、事業内容は農業だけですか？

*事務局（猪股雅敬主事） はい、ご説明します。g社は家族経営を法人化したものでございまして、基本的には農業のみで経営されております。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第19号、農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号、農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和元年度第6回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午前9時03分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和元年9月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 中 村 貴 美 子

署名委員 畠 山 智 史